

## 道路整備のための財源確保に関する意見書

道路は、経済活動を活性化し活力ある地域づくりとともに、地域の日常生活を支える最も重要で基本的な社会基盤である。

特に、日本経済を牽引する自動車産業を中心とするモノづくりの都市として発展を続ける豊田市は、産業の更なる発展と地域の活性化のために、東海環状自動車道、第二東名高速道路などの高規格幹線道路から、国道・県道の幹線道路、市道をはじめとする生活道路に至るまでの道路整備を、相互ネットワークとして体系的に推進することが不可欠である。

本年4月の7市町村合併により、愛知県の面積の約18%を占める広範な市域となった本市は、旧市町村間の中心地を結び、市域の一体化を図るための合併支援道路である国道・県道の整備の遅れが緊急な課題となっている。併せて、災害時の緊急・救急輸送路の確保、地域経済を支える観光施設などへのルート確保としての道路の早期整備は、地域住民の切実な願いである。

一方、都市部においては、国道・県道をはじめとする幹線道路の大幅な整備の遅れから、朝・夕の通勤時をはじめとする慢性的な渋滞が地域生活や経済活動への重大な支障となっており、渋滞解消のための道路整備促進が喫緊な課題である。

よって、国におかれては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項について格段の配慮をされるよう強く要望する。

### 記

- 1 着実な道路整備に向け、道路特定財源の制度の趣旨を十分踏まえつつ、安定的な財源を確保すること。
- 2 道路特定財源以上に一般財源等を充当し道路整備を推進している地方の実情を勘案のうえ、地方の道路財源を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月16日

豊田市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（金融経済財政政策）  
内閣府特命担当大臣（規制改革）様